

# 特記仕様書

## 第1条 適用

本仕様書は、甲府市（以下、「発注者」という。）が実施する「甲府市耐震改修促進計画改定業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

## 第2条 目的

本市では、今後予想される地震災害から市民の生命、財産を守ることを目的として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、平成20年に甲府市耐震改修促進計画を策定し、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上に努めてきたところである。

本業務は、計画期間が満了となることから、令和12年度を目標年度として設定し、国の令和7年7月に改正された「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を踏まえ、既存統計資料等の最新データに基づく住宅及び特定建築物の耐震化の状況等の把握と現行計画の評価検証を行なうほか、令和12年度までに解消すべき戸数等を推計し、耐震化の目標を設定するとともに、耐震補強等の補助制度等を整理することで、「甲府市耐震改修促進計画」（以下、「本計画」という。）を改定することを目的とする。

## 第3条 対象区域

本業務の対象区域は、甲府市全域とする。

## 第4条 業務の実施

本業務の実施にあたっては、特記仕様書、契約約款のほか、次の法令等に基づき実施するものとする。

1. 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月27日法律第123号）
2. 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日国土交通省告示第184号、最終改正令和7年7月17日国土交通省告示第535号）
3. その他関係法令等

## 第5条 管理技術者及び照査技術者

受託者は、業務全般にわたり技術的管理及び秩序正しい業務を遂行するために、次のいずれかの資格を有する管理技術者を選任し、資格証及び実績の控えを発注者に提示するものとする。

1. 管理技術者及び照査技術者として必要とする資格等
  - (1) 技術士（総合技術監理部門：建設－都市計画及び地方計画）
  - (2) 技術士（建設部門：都市計画及び地方計画）
  - (3) 一級建築士
  - (4) RCCM（都市計画及び地方計画）
2. 管理技術者に必要とする同種業務実績
  - (1) 過去10年以内に耐震改修促進計画策定業務の実績を有しているもの

## 第6条 業務実績情報システム（テクリス）の登録申請について

受託者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、業

務実績情報システム（テクリス）に基づき、受託・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受託時は契約後、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の閉庁日（以下、閉庁日）を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き15日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き15日以内に、書面により発注者の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに発注者に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き15日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

#### 第7条 業務実施計画書の提出

受託者は、本業務着手にあたり、次の書類を発注者に提出し承認を得るものとする。なお、契約を変更する場合も同様とする。

1. 委託業務工程表及び着手届
2. 現場代理人等選任届
3. 業務実施計画書
4. その他発注者が必要と認める書類

#### 第8条 疑義解決

受託者は、本業務遂行中に疑義が生じた場合は速やかに書面にて発注者に報告し、発注者の判断を仰ぐものとする。

#### 第9条 資料の貸与

発注者は、受託者に本業務に必要な関係資料として次の資料を貸与するものとする。また、受託者は、貸与品についての管理責任を明確にし、常に善良な管理を行うとともに発注者の承諾なしに第三者に公表、貸与してはならない。

1. 山梨県耐震改修促進計画及び関連データ
2. 山梨県地震被害想定調査結果及び関連データ
3. 甲府市地域防災計画及び関連データ
4. 甲府市耐震改修促進計画及び関連データ
5. 甲府市有建築物に関する資料
6. 耐震化に関するアンケート調査票データ
7. その他必要と認められる資料

#### 第10条 守秘義務

受託者は、本業務の履行上知り得た事項を、一切他人に漏洩してはならない。本業務終了後も同様とする。

#### 第11条 成果品の帰属

成果品の所有権は、全て発注者のものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用してはならない。

また、本業務に関連する受託者のソフトウェアならびにデータベースの著作権、その他知的財産権は、受託者に属するものとし、発注者は、その使用权を保有するものとする。

## 第12条 検査

本業務の成果品及び関係資料並びに作業の実施状況について、発注者は随時検査を行うことができるものとする。

また、業務完了後といえども過失又は疎漏等に起因する不良箇所が発見された場合は、受託者は、発注者が必要と認める訂正、補足及びその他必要な作業を受託者の負担において行い、その結果を発注者に報告するものとする。

## 第13条 完了

本業務は、成果品を提出し発注者の完了検査を受け、検査合格により完了とする。

## 第14条 期間

本業務の期間は、契約締結日の翌日から令和8年2月27日（金）までとする。

## 第15条 業務概要

本業務の概要は、次のとおりである。

### 1. 計画準備・資料収集整理

本業務の目的、内容を把握し、仕様に則した最適な作業を円滑に進め、工程及び所定の品質を確保するために必要な資料、機材、技術者等の配置、計画準備及び業務遂行で必要とする関係資料の収集整理を行なうものとする。

### 2. 上位・関連計画の把握

次の上位・関連計画より、本計画に関する事項について整理するものとする。

- (1) 国の基本方針
- (2) 山梨県耐震改修促進計画
- (3) 山梨県地域防災計画及び山梨県地震被害想定調査
- (4) 甲府市総合計画
- (5) 甲府市地域防災計画
- (6) 甲府市公共施設等総合管理計画
- (7) 甲府市公共施設再配置計画
- (8) その他防災及び住宅・建築物の耐震化に関する調査・計画

### 3. 耐震化に関するアンケート調査及び特定建築物台帳の更新

#### (1) アンケート調査票の発送及び回収

受託者は、耐震化に関するアンケート調査票及び返信用封筒を印刷・封入した封書を約100件の宛先へ発送する。

また、回収したアンケート調査票の集計及び分析を行うものとする。

#### (2) 特定建築物台帳の更新

回収したアンケート調査票を基に特定建築物台帳を更新し、4.(2)及び(5)に活用するものとする。

### 4. 耐震化の現状等の把握及び現行計画の評価検証

最新の住宅土地統計調査等の各種統計データにより、市内の建築物の耐震化の現状等に係る把握を行い、これまで本市が実施してきた耐震化に関する施策効果を踏まえ、現行計画の評価検証を行うものとする。

- (1) 住宅の耐震化の把握
- (2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の把握
- (3) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道建築物の耐震化の把握
- (4) 市有建築物の耐震化の把握

(5) 上記(1)から(4)について、令和12年度末までの耐震化率の推計と目標の設定

5. 耐震化に関する補助事業の把握や目標達成のための施策等の提案

国・県における耐震化に関する補助事業を把握し、アンケート調査や情報収集の内容を踏まえ、本市の建築物の耐震化に効果的な施策・取り組みを整理し、計画に反映するものとする。

6. 耐震改修促進計画の改定

以上の結果を踏まえ、現行計画の内容を改定するものとする。現行計画の主な内容は、次のとおりである。

第1章 計画の目的等

- (1) 計画の目的
- (2) 本計画の位置づけ
- (3) 対象区域及び対象建築物
- (4) 計画の期間

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- (1) 想定される地震の規模・被害の状況
- (2) 耐震化の現状
- (3) 耐震化の目標

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための取り組み

- (1) 基本的な取り組み
- (2) 重点的に耐震化を図るべき建築物・地域

第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- (1) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

第5章 啓発及び知識の普及に関する施策

- (1) 普及・啓発

「地震ハザードマップ」については山梨県で令和5年に作成した「山梨県地震被害想定調査」のデータを基に反映させるものとする。

- (2) 耐震化促進のための情報提供・環境整備
- (3) 地震時の総合的な安全対策の推進

第6章 特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進するための指導や命令等

- (1) 耐震改修促進法による指導及び助言
- (2) 建築基準法による勧告又は命令等の実施

7. 成果品取りまとめ

庁内調整により最終決定した「甲府市耐震改修促進計画改定」を製本するとともに、計画改定のための検討資料を業務報告書として取りまとめるものとする。

8. 打合せ協議

打ち合わせ協議は、業務着手時、中間報告2回、納品前の合計4回を基本とし、受託者は、打ち合わせ協議後1週間以内に打ち合わせ協議記録を発注者に提出するものとする。

また、本業務を適正かつ円滑に実施するため、必要に応じて随時協議し、相互に確認を行うものとする。

第16条 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

1. 甲府市耐震改修促進計画改定 (A4判クルミ製本)

- |                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 2. 業務報告書（A4判ファイル綴り）                  | 3部 |
| 3. 市内の緊急輸送道路網図（A0判）                  | 3部 |
| 4. 市内の指定避難路図（A0判）                    | 3部 |
| 5. 特定建築物台帳（更新版）                      | 3部 |
| 6. 上記の電子データ（Word、Excel、PDF等）（DVD-R等） | 3部 |